

第8回 府中市総合計画審議会会議録（要旨）

- 開催日時 平成25年1月18日（金） 午後3時～4時20分
- 開催場所 府中市役所北庁舎3階第6会議室
- 出席委員 19名（50音順）
朝岡幸彦会長、奥真美副会長、伊藤敏春委員、加藤雅大委員、小島壽一郎委員、小林清秀委員、小山有彦委員、崎山弘委員、谷和明委員、中島信一委員、奈良崎久和委員、西宮幸一委員、馬場一記委員、濱中重美委員、比留間利蔵委員、前田弘子委員、山上稔委員、山崎猛委員、吉川富士江委員
- 欠席委員 11名（50音順）
白井克寿委員、川村英史委員、田辺十二子委員、都筑康夫委員、中村洋子委員、原智子委員、比留間敏夫委員、藤江昌嗣委員、宮崎俊一委員、盛康治委員、和気康太委員
- 出席説明員等
古森政策課長、大井政策課長補佐、武澤政策課主査、吉川政策課理事、河野政策課主任、パシフィックコンサルタンツ(株)山口氏
- 傍聴者 3名
- 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 確認事項
 - (1) 第7回府中市総合計画審議会会議録（要旨）について
 - 3 協議事項
 - (1) 「前期基本計画素案（骨子、生活・環境、文化・学習分野）」の修正について
 - (2) 「前期基本計画素案（健康・福祉、都市基盤・産業、行財政運営分野）」について
 - 4 その他

■ 会 議 録 (要旨)

○朝岡会長 ただ今から、第8回府中市総合計画審議会を開催いたします。まず、本日の審議会の傍聴の申出の状況はいかがですか。

○事務局 本日の傍聴の申し出は3名です。

○朝岡会長 それではお諮りします。傍聴の申出がありますが、傍聴を許可することに、ご異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声)

○朝岡会長 それでは、傍聴席にご案内ください。

(傍聴者入室)

○朝岡会長 次に、本日の委員の出欠状況について、事務局より報告願います。

○事務局 本日は、事前に臼井委員、田辺委員、中村委員、原委員、藤江委員、宮崎委員、盛委員から、都合により欠席との連絡を受けております。

なお、本日の会議の開催の可否ですが、委員30名のうち、現在18名の委員が出席しており、定足数に達していますので、本日の会議は、有効に成立しています。

○朝岡会長 分かりました。次に、本日はじめて出席される委員さんがお出でするので、自己紹介をしていただきたいと思います。

○馬場委員 本日より参加させていただきます。前任の渡辺の後任で、公益社団法人むさし府中青年会議所の馬場一記と申します。私達の団体は、1月1日から12月31日までの単年度制の組織で、渡辺は12月31日をもって退任いたしましたので、私が後任として参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○朝岡会長 ありがとうございます。それでは、お手元の次第に従って、議事を進めさせていただきます。本日は、5時頃の終了を目途にしたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。はじめに、事務局から資料説明をお願いします。

○事務局 まず最初に、恐縮ですが、お手元の資料の誤植の訂正をさせていただきます。資料1の1ページ目、比留間敏夫委員の「委員」の表記が抜けておりましたので加筆訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料1から資料4まで説明)

いずれも、開催通知に同封して事前にお送りいたしております。なお、資料3のページ番号については、前回の第7回審議会における資料のページ番号と合致させていることから、飛び飛びの番号となっていますので、よろしくお願いいたします。

また、本日お配りしている資料としては、事前に委員の皆さんからいただいたご意見と主管課の見解をまとめた「補足資料」及び「資料4」の一部差替え資料があります。これらの資料の内容については、後ほど協議事項の中で説明をいたします。

次に、審議会委員の交代がありましたので、「別紙1」として最新版の委員名簿をお

手元にお配りしています。また、今後の審議会のスケジュールも含めた「府中市総合計画審議会の開催状況」を「別紙2」として本日配布いたしております。資料の確認は以上となります。

○朝岡会長 それでは、次第の2「確認事項」の(1)ですが、第7回府中市総合計画審議会会議録(要旨)については、事前に送付していますが、先ほどの修正の他に何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

○事務局 その他委員からの修正等の連絡はありませんでした。

○朝岡会長 分かりました。それでは、修正等の申し出がありませんでしたので、第7回審議会会議録(要旨)を確定することとしたいと思います。今後、事務局において市政情報公開室、ホームページ等で公開することといたします。

次に、3「協議事項」に移ります。第5回起草委員会が、昨年12月13日(木)に開催され、本日の協議事項である(1)の「前期基本計画素案(骨子、生活・環境、文化・学習分野)」の修正について、及び(2)の「前期基本計画素案(健康・福祉、都市基盤・産業、行財政運営分野)」についてご協議いただいています。その報告を受け、皆さんで協議していただきますが、最初に、協議事項(1)「前期基本計画素案(骨子、生活・環境、文化・学習分野)」の修正についての内容について、起草委員会委員長の奥副会長より報告をお願いいたします。

○奥副会長 それでは、起草委員会での審議結果についてご報告いたします。まず、資料2は、「前期基本計画素案(骨子、生活・環境、文化・学習分野)」の修正について、起草委員会の委員の皆さんからご指摘いただいた点とそれに対する主管課の対応案を取りまとめたものです。資料3は、修正箇所の抜粋版となります。

それでは、資料2をご覧ください。前回の審議会にて再度起草委員会で持ち帰り検討することとなった事項です。まず、施策37「危機管理対策の強化」では学校が避難所になり、施策56「学校施設の保全」との関連が深いため、施策間のリンク付けを明確にできないかのご意見でした。施策間の連携、リンク付けが見えるようにできないかということ起草委員会と事務局にて検討しましたが、学校だけではなく様々な施策において関連性がある施策が多くあり、それを示すことで分かりにくくなるのが懸念され、関連性を示すことは行いませんでした。施策間の連動性を高めるために、優先度の高いテーマについては、「重点プロジェクト」として括られていますので、そこで施策体系に横串を通す形で分野横断的な対応を図っていくという整理をしていきたいと考えます。なお、ご指摘のあった「危機管理対策」については、重点プロジェクト2「防災・減災のまちづくり」として選定しているため、5行目の「施設」の前に「…市立学校などの公共…」との文言の追加を提案します。

次に、「生活・環境分野」に関してで、1点目は、施策28「緑のまちづくりの推進」の「施策指標」の2番目の「緑化協議による緑地確保面積(ha)」について、29ヘクタールから47ヘクタールまで増やせるのかのご意見でしたが、主管課に確認した

ところ、直近の実績から推計した実現可能な数値とのことでしたので、従前のまま掲載したいと考えます。

2点目は、施策29「環境に配慮した活動の推進」についてで、公共施設での自然エネルギー利用や省エネルギー化に関する内容を追加すべきとのご意見で、これに対しては、(3)「施策の方向性」に「公共施設の新築、改築時等にあわせ、省エネルギー機器の導入、太陽光などの継続的に利用可能な再生可能エネルギーの有効利用を進めます」との項目を新たに追加することを提案します。

3点目は、施策33「ごみの減量化・資源化の推進」についてで、「行政収集を縮小する」と言い切れるのかとのご意見で、これについては、審議会からの提案のとおり「…縮小を目指します」と修正します。

4点目は、施策37「危機管理対策の強化」についてで、多目的貯水槽の設置を追加する件で、平成26年度までに全中学校への設置は完了するものの、主管課としては、全小学校への設置は財政的に困難との認識のため、従前のまま掲載したいと考えます。

続いて、「文化・学習分野」について、1点目で、施策51「幼児教育の充実」の「施策指標」の1番目が「たち」の相談件数ではないかのご指摘でしたが、市立幼稚園3園を対象とした年間相談件数であるため、従前のまま掲載したいと考えます。

2点目は、施策52「教育環境の充実」の「施策指標」の1番目の説明文章に「等」を追加すべきとのご意見でしたが、審議会からの提案のとおり「…パーソナルコンピュータ等備品」と追加し修正いたします。

3点目は、施策52「教育環境の充実」かあるいは、施策53「教育・指導内容の充実」の(2)「めざす姿」に、いじめの根絶を加えてほしいとのご意見で、主管課では、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成を図ることを施策53の(2)「めざす姿」で大きな目標としており、「いじめ」については、「徳」の部分である「豊かな心」の育成に含まれるとの認識であったため、従前のまま掲載したいと考えます。なお、「いじめ」については、施策39「人権意識の醸成」に盛り込んでいます。

最後に、③「その他」として、計画期間の最終年度の目標値とは別の最終目標値の設定に関するご意見については、起草委員会で再度検討しましたが、最終目標値の設定に馴染む指標が少なく、一部の指標にのみ最終目標値を設定することによって基本計画としてのバランスが崩れると判断したため、盛り込まない形で対応したいと考えます。

○**朝岡会長** ただ今報告がありました。この分野については事前に、崎山委員及び山上委員からご意見をいただいております。それに対する主管課の見解も確認しておりますので、先に事務局からご報告をお願いします。

○**事務局** 重点プロジェクトの2:「防災・減災のまちづくり」については、崎山委員からご指摘をいただいております。東日本大震災の被災地での救護の実態を踏まえると、人的支援だけでなく、医薬品、飲料、食料品等の物品を適時・適所に配給・配送・保全する物的支援(ロジスティクス)への配慮が欠かせないとの認識から、重点プロジェクト

の2の上から6行目「他自治体や民間企業との連携体制の構築」を「他自治体や民間企業等と人的支援・物的支援を行う連携体制の構築」と修正することを提案したいとのご指摘で、これに対する主管課の見解としてはご指摘の内容を踏まえ、「他自治体や民間企業等との人的支援・物的支援に係る連携体制の構築」と修正したいとのことでした。

2点目は、「文化・学習分野」の施策51「幼児教育の充実」で、これは、山上委員からのご指摘で、子供を育てていく上での相談体制の充実という視点に立って、「文化・学習分野」の幼児教育施策と「健康・福祉分野」の子育て支援施策とが連動しながら展開されるように、(3)「施策の方向性」の中で両分野の連携について何らかの形で言及してもらいたいとのご指摘で、これに対する主管課の見解としては、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、国ではいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立している。その内容としては、子ども・子育て支援関連の制度、財源の一元化、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充及び家庭における養育支援の充実を図るとしている。今後、国から自治体へ具体的な事業計画等が提示されることになるので、それを注視しながら対応することが必要とのことから、従前のままとしたいとのことでした。

○朝岡会長 前回ご指摘いただいた項目に対する起草委員会の回答と事務局からの見解を説明していただきました。回答についてこれで良いかを確認したいと思います。

○崎山委員 提案を取り入れていただいていますので、これで結構です。

○山上委員 今後関連3法を注視しながら対応していくということで、分からなくはないが、施策指標の「子育てに関する相談件数」の目標値が市立幼稚園の3園のアンケート結果で800件とのこと、市立幼稚園の定員は3歳児から5歳児まで約300名程度であり、私立幼稚園を加えると10パーセントを切り、保育園、保育所を混ぜると5パーセントを割るくらいの数字です。それを対象にして指標にしている点と指標の説明の中で、就学に繋げるためとなっているが、これは300名を対象にしたものではなく、子育てに係わるそれぞれのところが連携しなければいけないと思うことを指摘いたしました。これについてはやむを得ないと思いますので、皆さんがよろしければ結構です。

○朝岡会長 山上委員のご意見はよく分かりますし、事務局の回答もよく分かりますが、制度そのものが大きく動いている可能性もあり、ここで手をつけるよりは、そういう意見があり、そういう状況も分かっていますので、これについてはそういう解釈をして、課題もあるということも理解した上で、このまま記載させていただきたいと思います。

それでは、その他事前にいただいたご意見以外の意見はございますでしょうか。

(意見等なし)

○朝岡会長 それでは、起草委員会からの提案を含めて、起草委員会で修正したもので決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(よいとの声)

○朝岡会長 それでは、協議事項(1)についてはこのように決定いたします。

次に、(2)の「前期基本計画素案(健康・福祉、都市基盤・産業、行財政運営分野)」についてを議題といたします。なお、この協議事項については、分野別に審議を進めたいと思います。ただし、資料については一括して報告していただきますが、審議の進め方としては、分野別ごとに区切って進めたいと考えますのでよろしくお願いいたします。それでは、奥副会長から報告をお願いします。

○**奥副会長** 本日も審議いただく分野のうち、資料4の1ページから53ページまでの「健康・福祉分野」と、55ページから91ページまでの「都市基盤・産業分野」については、前回の審議会でご審議いただいた「生活・環境分野」及び「文化・学習分野」と同一の構成となっておりますが、93ページから109ページまでの「行財政運営分野」については、構成が若干異なりますのでご説明いたします。

それでは、資料4の94ページ及び95ページをご覧ください。行財政運営に係る施策については、予算を計上して実施する事業よりも市職員が直接取り組む内容が多いことから、(1)「現状と課題」から(3)「施策の方向性」までは他分野と同じ項目ですが、(4)については、「主要な事務事業」ではなく「主要な取組内容」としています。あわせて、4か年の総事業費欄も削除しています。

また、各施策の内容については、各施策を所管する主管部課が作成した原案を基に、起草委員会のそれぞれの分野を担当する起草委員が中心となって検討を重ね、内容や細かな表現等まで修正を加えていますので、よろしくご審議ください。

○**朝岡会長** 協議事項の(2)については、各分野別に区切って議論を進めていきたいと思っております。初めに、資料4の1ページから53ページまでの「健康・福祉分野」についてを議題といたします。この分野については、事前に、崎山委員、原委員、前田委員、山上委員からご意見をいただいております、それに対する主管課の見解も確認しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

○**事務局** 資料4と補足資料の2ページをご覧ください。施策1「健康づくりの支援」については原委員及び山上委員からご指摘がありました。

まず、原委員のご指摘は、「市民に期待すること」に「年代別の生活状況に合った取組」との文言もあることから、(2)「めざす姿」の2行目「適切な教育や支援を行う」を「ライフステージに沿った適切な教育や支援を行う」と修正してはどうかのご提案で、それに対する主管課の見解は、ご指摘のとおりを追加したいとのことでした。

次に、山上委員からのご指摘は、(3)「施策の方向性」に、市民への啓発活動が掲載されているが、これと併せて、市民が気軽に健康づくりに取り組めるような環境整備を市が進めることについても、盛り込んでもらいたいとのこと、これに対する主管課の見解は、ご指摘の内容を踏まえ、(3)「施策の方向性」を「市民が、生涯にわたって自分や家族の心身の健康を維持・増進していくことの大切さを認識し、健康意識をさらに高めるため、環境整備や啓発活動を行います」と修正したいとのことでした。

資料4の4ページ、施策2「母子保健の充実」については、崎山委員からのご指摘が

あり、内容としては、「施策指標」の2項目目の「定期予防接種の接種率(%)」について、目標値が90.0パーセントとなっているが、平成24年12月14日付厚生労働省告示第584号の「麻しんに関する特定感染症予防指針」では予防接種率の目標値が95パーセントとなっていて、市の目標値がそれを下回るのは好ましくないので、目標値を95.0パーセントに修正してはどうかとのご提案で、主管課もご指摘のとおり修正したいとのことでした。

続いて、資料4の施策4「地域医療体制の整備」については、崎山委員からのご指摘で、重点プロジェクトの2の変更と同様に、災害時のロジスティクス確保を視野に入れた表現が好ましいため、(1)「現状と課題」の5行目及び(3)「施策の方向性」の4行目にある「関係機関との協力・連携体制の強化」を「関係機関との人的支援・物的支援における協力・連携体制の強化」と修正してはどうかとのご提案で、主管課の見解としては、ご指摘の内容を踏まえ、「関係機関との人的支援・物的支援に係る協力・連携体制の強化」と修正したいとのことでした。

次に、資料4の10ページ及び11ページ、施策5「保養機会の提供」については、前田委員からのご指摘で、(3)「施策の方向性」に「管理運営に指定管理者制度を導入することで、…」とあるが、指定管理者導入からかなり時間が経過しているため、削除しても良いのではないかと。同じ趣旨から、(4)「主要な事務事業」についても、指定管理者の管理運営に関する表現を削除すべきではないかとのご指摘があり、主管課の見解としては、ご指摘のとおり「検討する」との表現を改め、(1)「現状と課題」については「地域における支援体制を再構築する」とし、(3)「施策の方向性」及び(4)「主要な事務事業」については「地域における支援体制の再構築に向けた取組を進めます」と修正したいとのことでした。

続いて、資料4の12ページ及び13ページ、施策6「地域における子育て支援」については、前田委員からご指摘があり、(1)「現状と課題」及び(3)「施策の方向性」、(4)「主要な事務事業」に「地域における支援体制の再構築を検討する」とあるが、保育検討協議会などで既に審議を進めていることから、「検討する」を削除して良いのではないかとのご指摘で、それに対する主管課の見解としては、ご指摘のとおり「検討する」との表現を改め、(1)「現状と課題」については「地域における支援体制を再構築する」とし、(3)「施策の方向性」及び(4)「主要な事務事業」については「地域における支援体制の再構築に向けた取組を進めます」と修正したいとのことでした。

続いて、資料4の20ページ及び21ページ、施策10「保育サービスの充実」については、前田委員からご指摘があり、「市民に期待すること」の1項目目に「民間活力により多様な保育サービスを提供する」とあるが、保育サービスや民間活力導入を決めるのは市ではないのかとのご意見でした。これについては、「市民に期待すること」における「市民」については、一個人としての市民に限らず、市内で活動する事業者や団体等を含む広い概念として捉えており、この施策については、私立保育所を運営する社

会福祉法人、宗教法人、NPO法人、株式会社などを想定しているとのことでした。なお、他の施策にても、個人としての市民への期待にとどまらず、企業やNPO団体等に対して市が期待する取組についても、「市民に期待すること」として掲載しています。

続いて、資料4の28ページ及び29ページ、施策14「介護保険制度の円滑な運営」については、山上委員からご指摘があり、「施策指標」の1項目目「前期高齢者の要介護認定率(%)」で、減少を目指すとして現状値よりも低い目標値を掲げているが、「指標の説明」に記載がないため、単純に要介護認定を厳しくする方針とも捉えられかねない。実際には、介護予防に関する取組を充実させることによって要介護認定率の減少を目指すと考えるので、その趣旨が伝わるように「指標の説明」を修正すべきではないかとのことご指摘でした。これに対する主管課の見解としては、ご指摘の内容を踏まえ、「施策指標」の1項目目の「指標の説明」を「65歳から74歳までの府中市人口に占める要介護(支援)認定者の割合です。介護予防への取組に対する効果等により減少を目指します」と修正したいとのことでした。

次に、資料4の44ページ及び45ページ、施策22「低所得者の自立支援」については、前田委員からのご指摘で、「施策指標」の3番目の「他法・他施策により困窮の解消が図れた相談件数」について、生活保護は他法・他施策優先のため指標は違和感がある。相談者にとっては他の施策が充実しているかどうか次第であるとともに、「増加を目指します」との表現も行政の視点だと感じる。社会的居場所づくりの目標など、他の指標に替えてはどうかとのことご指摘でした。これを受け、主管課としては、ご指摘を踏まえ、3番目の指標を「自立支援者数(人)」に差し替え、「指標の説明」については、「NPOなどとの協働や自立支援事業などにより、社会的に孤立している受給者に対して、就労やボランティア参加などを通じて社会的な居場所が新たに確保されるよう支援を行います。支援者数の増加を目指します」、「現状値」は150人(H23年度)、「H29年度目標値」は200人と記載したいとのことでした。

続いて、資料4の50ページ及び51ページ、施策25「支え合いのまちづくりの促進」について、山上委員からご指摘があり、地域福祉の分野において、地域の様々な団体が連携を深めながら支え合いのまちを築いていくには、社会福祉協議会が核となり、これまでの実績やネットワークを活かしながら活動の輪を広げていくことが欠かせないと考えます。そこで、(3)「施策の方向性」において、市がこの施策を進める上での社会福祉協議会の位置付けや、社会福祉協議会に求める役割について謳ってほしいとのことでした。それに対する主管課の見解は、今後の地域福祉については、地域住民を主役として、地域に存在する個人・団体など多数の関係者が連携した上で活動を行っていくこととなり、社会福祉協議会については、多くの地域関係者との協働の下、地域福祉を担う主要関係機関の1つとしての役割が今後も期待されていると考えられることから、「施策の方向性」については、ご指摘の内容を踏まえ、(3)「施策の方向性」の3項目目を「効果的な地域福祉活動の展開を図るため、地域住民や社会福祉協議会をはじめと

する関係機関など、地域の関係者との協働を推進します」と修正したいとのことでした。

○朝岡会長 ただ今事前にいただいたご意見について、主管課の見解と修正案をご提案いただきました。ほぼご指摘に沿った形で修正されていると思いますが、これでよろしいでしょうか。

(よいとの声)

○朝岡会長 それでは、提案のとおり修正したいと思います。

次に、事前のご意見以外でその他「健康・福祉分野」について、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

○西宮委員 基本構想では、それぞれの項目に「市の役割」が書かれていて、それに沿って施策が立てられている構成だと思いますが、基本構想の(3)「高齢者サービスの充実」に「市の役割」が6項目あり、その4項目目の「介護施設等を計画的に整備し、…サービスの量的、質的な充実を図る」の部分と、同じく6項目目の「在宅療養支援窓口の設置や…体制づくりを図る」の部分が、今回の内容の中でどのように反映されているのか確認したい。

○事務局 基本構想は8年間の計画で、8年間の「市の役割」等が記載されています。現在、審議されている前期基本計画は4年間の計画となっており、今のところこの事業についての具体的な考え方が出ていないために記載がないと考えます。

○西宮委員 基本計画の「主要な事務事業」として具体的には挙げにくいと思いますが、市民の方から高齢者サービスの量的な部分、医療のニーズに対応することは色々な方からご意見をいただいていますので、その辺を踏まえて「施策の方向性」に盛り込まれても良いのではないかと思います。

○事務局 今のご意見を踏まえて主管課に確認をしたいと考えます。

○朝岡会長 それでは、「健康・福祉分野」については、次回までに主管課に確認し調整した上でご提案いただくことにして、その修正を含め「健康・福祉分野」はこれで決定してよろしいでしょうか。

(よいとの声)

○朝岡会長 それでは、そのように決定いたします。

続いて、「都市基盤・産業分野」を議題といたします。この分野についても、事前に、山上委員及び濱中委員からご意見をいただいておりますので、主管課の見解も確認していきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それではまず初めに、資料の差替えにつきましてご説明します。修正箇所は資料4の73ページ、施策68「道路等の整備」の(4)「主要な事務事業」下段の「4か年の総事業費」です。従前の資料では全ての主要な事務事業が投資的事業であり、事前に経費を見込むことが難しいことから、金額を*(アスタリスク)としていましたが、他の全ての施策で金額を記載していることを踏まえ、直近の実績等を勘案した目安の額として「16億円」と記載するとともに、欄外に注記を付記いたしました。

次に、事前に山上委員からいただいた意見と、それに対する主管課の見解について、補足資料に基づき説明いたします。まず、施策76「農地の保全、府中産農産物の流通拡大と担い手の育成」について、(3)「施策の方向性」の6項目目で直売所の環境整備の記載があるが、このような生産者に近いところでの販路拡大とあわせて、消費者に近いところでも他の複数の販路を拡げることが望ましい方向性だと考えるので、何らかの取組を(3)「施策の方向性」に盛り込むことはできないかとのことでした。それに対する主管課の見解として、ご指摘の内容を踏まえ、(3)「施策の方向性」の6項目目を「市内の直売所のPRや整備のほか、市内商店等との連携を推進し、消費者が市の農産物を買やすい環境を整えます」と修正したいとのことでした。

○朝岡会長 事前にお受けした山上委員のご指摘はこれでよろしいでしょうか。

○山上委員 そのとおりで結構です。

○朝岡会長 もう1件濱中委員よりご意見がございますが何かございますか。

○濱中委員 商工会議所で取り組んでいる事業で、市内の統一カードを発行し、それをあらゆるものに使っていただき、循環型経済支援に繋がりたいと考えています。平成27年度から実施したい事業です。統一カードを発行しそれにポイントを与える。内容としては、環境の面ではマイバッグポイント、子育て高齢者支援ではボランティア活動ポイントなど、現金支給するのが難しい分野においてはポイントを付与し、商店街での買い物に繋がっていきたくと考えています。市の施設、ちゅうバス、図書館などあらゆる施設に利用していただき、経済を市の中で循環させるというものです。カードもカード読み取り機材が安くなってきましたので、平成27年度には実施していきたく計画です。地域通貨に関わる電子カードの活用について市と連携で3年間やってきました。あと2年間創意工夫して、地域通貨を発行できる体制にして行きたいと思っておりますので、ぜひ地域経済の分野の中で一項目入れていただきたいと思っております。項目は「循環型の経済振興事業」として、内容は「住民ニーズに対応した地域通貨を活用し、持続可能な商業振興に取り組む、地域の活性化をしたい」ということをお願いしたいと考えます。

○朝岡会長 新しい事業の提案であり、主管課との調整が必要かと思っておりますが、事務局から何かありますか。

○事務局 以前、担当部署で、現在関係課と商工会議所とで研究を進めていることは聞いておりますが、まだ具体的なスケジュールが立っていないと聞いています。今回の総合計画の、施策72「地域商業の振興」の部分に関わる内容だと思います。おそらく「施策の方向性」に関連してくると考えますので、持ち帰って主管課と調整して次回に回答したいと思っております。

○朝岡会長 趣旨としては分かりますので良いことだと思います。ぜひご検討いただければと思います。扱い方については、次回主管課と調整した上で回答させていただくことにしたいと思います。その他お気づきになった点があればご発言いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**山上委員** 今の意見に賛成します。84ページの施策74「観光資源の活用・創出による地域活性化」のところが、観光だけに特化しているので、例えば、シティプロモーション等、外から人を呼んでくるなどかと思いますが、府中市内には美術館や博物館等があるので、資源を有効に活用しながら外から人を呼び込むような「施策の方向性」を考えたかどうかと思います。

○**事務局** 市内には多くの観光資源もありますので、ご指摘の内容を踏まえて主管課に確認し、検討していきたいと思います。

○**朝岡会長** これも異論はないと思います。後は載せ方の問題なので、主管課に確認し、次回までにどのように記載するのか確認したいと思います。

○**奈良崎委員** 観光の関係ですが、観光大使の任命などを府中市ではやっていないと思いますが、ある程度著名な観光大使を任命することが、市内の観光資源について市民も見直し、市外の方にも知ってもらうということの一助になると思います。その辺の方向性を盛り込めれば良いと思いますがいかがでしょうか。

○**事務局** 持ち帰って、計画に載せられるかどうか主管課と調整して回答したいと思います。

○**朝岡会長** 載せるとすれば施策74になると思います。先ほどの件と併せて、文言を工夫していただきたいと思います。それでは何点か次回までに修正する部分がありますが、「都市基盤・産業分野」については、以上のように決定したいと思いますがいかがでしょうか。

(よいとの声)

○**朝岡会長** それでは、次に「行財政運営分野」についてお諮りいたします。事前に、前田委員からご意見をいただいております、それに対する主管課の見解も確認しておりますので、事務局から報告してください。

○**事務局** それでは、資料4の94ページ及び95ページ、施策78「広報活動・情報公開の充実」について、前田委員からご指摘があり、この施策のどこかに、「要綱のホームページでの公開」を加えてほしいとのことでした。これに対する主管課の見解としては、要綱については、制定時に当該要綱に関する事業等を周知する市のホームページに、PDFファイルにて掲載する運用として、ホームページでの公開を既に実施していることに加え、基本計画においては、(4)「主要な取組内容」の2項目目「ホームページの充実」に含まれると認識しているものの、様々な行政情報を市ホームページで公開している現状を踏まえると、要綱のみを特別に抜き出して掲載することは、全体のバランスを考慮すると望ましくないことから、従前のおりとしたいとのことでした。

続いて、資料4の98ページ及び99ページ、施策80「計画の着実な推進に向けたPDCAサイクルの充実」についての(4)「主要な取組内容」の3番目「適正な補助金の交付を裏付ける審査の実施」で、「団体に対する補助金及び全ての新規補助金を対象に、…」とあるが、これでは限定的であり、補助金の見直しはゼロベースで行うこと

が望ましいので、この文言を削除してほしいとのことでした。これに対する主管課の見解としては、ご指摘の内容を踏まえ、「補助金の適正な交付に向けて、各種補助金の適否及び交付額を審査します。さらに、一層厳密な審査が求められる団体に対する補助金及び新規補助金については、毎年、補助金等審査委員会において慎重な審査を実施し、補助金の適正化を図ります」と修正したいとのことでした。

また、施策全般に係わることについて前田委員からご指摘があり、まず、(4)「主要な事務事業」の取組年度の表記について、「都市基盤・産業分野」を除く、「健康・福祉分野」、「生活・環境分野」及び「文化・学習分野」については、ほとんどの事業が「H26～H29」となっていることから、「行財政運営分野」にならって削除し、「H26～H29」以外の事業のみを例外として表記してはどうかのご提案でした。これについては、各事務事業の実施年度を明確にする目的から従前のおりの記載としていましたが、一方で、経常的な事業についてはご指摘のとおり、「H26～H29」と表記していることが多く、煩わしいとの見方もあるため、審議会にてご判断いただければと考えます。

○朝岡会長 ただいま前田委員からのご指摘3点について、1点目の「要綱の公開」については、要綱だけを特別抜き出して盛り込むのはバランスが片寄るのではないかとということで、また公開はすでに行っているということです。2点目については、ご指摘を踏まえて文言を修正するというご提案と思います。まず2点について前田委員、ご意見はいかがでしょうか。

○前田委員 基本的には制定時にはPDFでホームページに公開しているとのことですが、ずっとあるのではないと思います。また、これまでに策定された古い要綱については、ホームページで探すことができないのが現状だと思います。情報公開のところで触れていますが、バランスから考えるとそこだけというのは理解しますが、運用として例規集等に合わせ、これまでの要綱についてもホームページで探せるようにしてもらいたいと思います。要綱というのは補助金などの支出根拠にもなっていて、議会などを経るものではありませんので、全てを市民が見られるようにしてほしいということを要望しています。ただ、文言として総合計画に載せることは難しいということは、理解できないわけでもないので、ぜひ運用面で検討いただきたいと思います。

次の補助金に関する回答ですが、逆に更に限定的になったと思います。評価できる点としては、毎年というところが加えられたところかと思います。「一層厳密な審査が求められる…」という根拠などについても言及されることも懸念されることから、詳し過ぎて違和感がありますので検討いただきたいと思います。

○朝岡会長 最初の件については、総合計画にこの文言を盛り込むかが論点となっていますが、運用としてこの場でそのようなご意見があったということ踏まえ、担当課に伝えていただきたいと思います。施策80については、色々なことを配慮し複雑な文面になっていると思いますが、考え方としては元のままの方が良いと考えるか、こ

の文章が良いと考えるかのどちらかだと思いますが、前田委員はどちらが良いと考えますか。

○前田委員 「一層厳密な審査が求められる団体に対する」という点が詳しすぎるので、ここを削除したらどうかと思います。

○事務局 元々の記載が団体補助、新規補助の審査に特化しているところもありました。しかし、補助金については、それ以外の補助金についても適正に審査していく必要があるということは担当課でも認識しているので、その文言をはじめに記載して、毎年度行っている団体補助、新規補助について記載することでこのような書き方になっていますが、ご提案のとおり「一層厳密な審査が求められる」を削除しても方向性は変わらないと思います。

○朝岡会長 それでは、「一層厳密な審査が求められる」の文言を削除することで進めたいと思いますがいかがでしょうか。

(よいとの声)

○朝岡会長 それでは、そのように決定したいと思います。

次に、「行財政運営分野」に限らず、表記の仕方の問題について前田委員からご指摘がありました。これは、それぞれの施策の主要な取組内容の表記の仕方の問題ですが、他の分野についても「行財政運営分野」に合わせて表記した方が良いのではないかとということによろしいでしょうか。

○前田委員 他の分野の「主要な事務事業」では、事業名の横に「H26～H29年度の取組」とあるので、基本的にこれがベースならば、例外以外は要らないと思います。

○朝岡会長 ここは年度を入れなくても、決まっているので、例外的なものを除いて、年次の表記を取るようにしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(よいとの声)

○朝岡会長 それでは、そのようにしたいと思います。事前にいただいたご意見は以上ですが、その他お気づきの点がありましたらお願いいたします。

(意見等なし)

○朝岡会長 ないようですので、「行財政運営分野」はこれで決定したいと思います。

以上で協議事項についての審議は終了いたしますが、次回提案されることに関わり、私から1点提案させていただきたいことがあります。本日の議題である計画素案では書き込む形をとっていませんが、この間、基本構想部分を含めご審議いただき、十分ご協議いただきご理解もいただいていると思いますが、懸念していることが一つだけあります。それは、行財政運営について、この8年間に投資的経費を支出するという前提の計画になっていて、基金を取り崩して投資的経費を支出することになっています。国政でも問題となっていますが、どれぐらいの税収見通しがあるのかということも含め不確定要素がいくつかあるので、ご提案したいのは、計画の本文とは別に答申文として文中に「税収等財政状況の見通しを踏まえ、投資的経費については弾力的に運用しても良い」

という文言を盛り込んでおいた方が良いと思います。つまり、実際に税収や社会状況を見て、先送りした方が良いという場合には先送りできる余地を市長はじめ議会にも伝えるため、その趣旨を答申文に一言入れたいと思います。この点について私からご提案したいと思います。今ここで議論するというではありませんので、答申文の本文(案)が出てからご協議いただきたいと思います。

それでは、4の「その他」で、委員の皆さんから何かご意見等はございますか。

(意見等なし)

○朝岡会長 それでは、事務局から何かありますか。

○事務局 「その他」について、事務局からご報告いたします。

1点目として、次回の第9回審議会については、平成25年1月30日(水)、午後3時から北庁舎3階第5会議室で開催を予定しています。なお、開催通知については、次回の会議までの期間が短いことから、すでに第8回分と第9回分とを併せた通知文書を1月4日(金)に送付しております。また、会議録についても、通常は開催通知と併せて前回分をお送りして確認をいただいておりますが、次回の第9回審議会までは期間が短いため、本日の会議録については、第9回分と併せて、後日送付いたしますので、よろしく申し上げます。

なお、次回の議題としては、1つ目が、本日ご審議いただいた、前期基本計画素案の「各施策の取組内容」の「健康・福祉分野」、「都市基盤・産業分野」及び「行財政運営分野」の3分野のうち、再検討となった事項の協議です。また、2つ目として、最終回の答申に向けて、答申(案)の文章についてもご協議いただく予定ですので、よろしくお願いたします。

2点目として、素案の公表等にかかる今後のスケジュールについては、別紙2としてお配りした「府中市総合計画審議会の開催状況」をご参照ください。「前期基本計画素案」については、次回の第9回審議会での審議を経て確定をしていただき、2月11日号の広報ふちゅうに概要を掲載するとともに、翌日12日から、市ホームページにて全文を公開いたします。併せて、各文化センター、市政情報センター、中央図書館、及び政策課の窓口にも、冊子を設置する予定です。また、同時に2月12日から3月13日までの1か月間、既に公表している「基本構想素案」及び「前期基本計画素案」を併せた「第6次府中市総合計画答申(案)」としてパブリック・コメント手続を実施し、3月22日(金)の第10回総合計画審議会での最終的な答申に向けて集約していくスケジュールとなります。

3点目は、委員報酬に係る源泉徴収税額の変更についてで、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成25年1月の支払い分より、所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収することとなりました。つきましては、合計税率が、従前の3パーセントから3.063パーセントと変更になりますので、ご承知ください。

○朝岡会長 それでは、次回第9回審議会の開催は、平成25年1月30日（水）午後3時から開催することといたします。なお、会場は本日より異なり、隣の第5会議室となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第8回府中市総合計画審議会を閉会いたします。長時間に渡り、お疲れ様でした。

（以 上）